別紙様式４　ひとり親家庭等申立書 2027

管理番号	

ひ と り 親 家 庭 等 申 立 書
兼 認 定 （ 変 更 ） 申 請 書

私の世帯がひとり親家庭等であることを申し立てます。なお、私の世帯について関係機関への調査を実施することに同意します。併せて、認定を申請又は変更申請します。

保護者（申立者）

ふりがな 名前	生年月日	児童から みた続柄	届出日
	年 月 日	□父 □母 □（ ）	年 月 日
連絡先 電話番号			

福山市記入欄

・離婚等を届け出る場合は、児童の親権者となる方が記入してください。
・申立者の自署である場合は押印不要です。

１　世帯の状況

・離婚、死別、未婚、離婚前提別居又はその他のいずれかの□にチェックし、それぞれの必要事項を記入してください。

世帯の状況	状況の詳細				
□離婚	離婚日	年 月 日	－		
□死別	亡くなった日	年 月 日	－		
□未婚	－				
□離婚を前提に別居中	別居を始めた日	年 月 日	－		
	配偶者 ふりがな 名前		生年月日	年 月 日	
	配偶者 住所		住民票	□福山市内 □福山市外	
□その他	状況	・行方不明等の具体的な事情を、いつからかも併せて記入してください。			

２　同居の祖父母等

児童の祖父母等との同居	□祖父母・曾祖父母と同居している	□祖父母・曾祖父母と同居していない

・児童の祖父母又は曾祖父母と同居している場合は、下欄に記入してください。住所が同一（同番地）であれば同居とみなします。

ふりがな 名前	生年月日	児童からみた続柄	特記事項
	年 月 日	□祖父 □曾祖父 □祖母 □曾祖母	
	年 月 日	□祖父 □曾祖父 □祖母 □曾祖母	

３　生計の維持方法

・当てはまるもの全てにチェックしてください。

生計の維持方法	
	□保護者（届出者）が就労し収入を得ている □配偶者又は元配偶者から養育費を得ている □児童の祖父母等から支援を受けている □生活保護を受給している □児童扶養手当を受給している □遺族年金を受給している □障がい年金を受給している
	□その他（具体的に記入してください）

受付欄	保育所等名称	保育所等受付日	福山市受付欄

表（１面）

裏面も記入

4　児童扶養手当の申請・受給状況

児童扶養手当	□これから申請する　□申請し認定を受けた □申請したがまだ決定していない　（□全部支給 / □一部支給 / □全部停止）
	□申請するつもりがない（理由を記入してください）
	□その他（具体的に記入してください）

・児童扶養手当についての詳しい内容は福山市役所みらい世代育成課にお問合せください。電話０８４－９２８－１０７０

5　この申立書に添付する書類

添付書類	世帯の状況					説明
	離婚	死別	未婚	別居	他	
離婚日と親権者が分かる戸籍謄本のコピー	△	－	－	－	－	認定申請後に離婚した場合は、必ず提出してください。申請時点で離婚が成立しており、入所申込書又は施設等利用給付認定申請書とこの申立書を一緒に提出する場合は、添付不要です。なお、戸籍謄本は児童扶養手当等、他の手続で原本提出が必要な場合があります。この申立書にはコピーを添付してください。 ※現況確認では、戸籍謄本のコピーは不要です。
世帯状況報告書兼同意書	△	－	△	◎	－	用紙は保育所等にあります。状況を保護者が記入し、同意項目を確認のうえ署名してください。 （離婚・未婚の場合） 児童扶養手当の受給資格がある場合は、提出不要です。児童扶養手当の受給資格がない場合は、世帯状況報告書兼同意書の提出が必要です。 ※所得により全部停止となっている場合は、児童扶養手当の受給資格があるため、世帯状況報告書兼同意書の提出は不要です。 （離婚前提別居の場合） 必ず提出してください。状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります。 ※原則、住民票の異動を行っていない場合はひとり親として認定できません。
遺族年金証書のコピー	－	△	－	－	－	遺族年金を受給している場合は、提出してください。
その他	－	－	－	－	◎	状況を公的に証明する書類を提出してください。
祖父母等と同居している場合（ひとり親家庭等の認定のためには、上記の書類に加えて次の資料の提出が必要です。）						
保護者（届出者）の収入が分かる資料	●保育所等の場合（保育料等） 保護者に月 10 万円以上の継続的な収入（又は年 120 万円以上の収入）が確認できない場合は、祖父母等のうち所得が最も多い人を保育料等算定に算入します。 ●施設等利用給付の場合（0 歳児から 2 歳児） 保育の必要性の認定には、住民税非課税世帯であることが必要です。保護者に月 10 万円以上の継続的な収入（又は年 120 万円以上の収入）が確認できない場合は、祖父母等を含めて住民税非課税であるかを確認します。 ※保護者の収入を確認する書類について※ 月 10 万円以上の継続的な収入があることを次の書類で確認できた場合は、ひとり親家庭等の認定ができます。 ・3 か月分以上の給与明細のコピー。自営業の場合は、直近の確定申告書の控えのコピー ・養育費を受けている場合…公正証書、又は養育費の振込額（3 か月分以上確認できるもの）が分かる通帳の該当ページ及び表紙のコピー ・各種年金証書（又は裁定書）のコピー、その他、収入が確認できる書類					

◎：提出が必須の書類です。提出がない場合は、ひとり親家庭等の認定ができません。この申立書と一緒に提出してください。
△：離婚・未婚・死別の場合で児童扶養手当を受給していない方は、提出してください。提出があった場合は、ひとり親家庭等の認定ができる場合があります。

留意事項	離婚しても引き続き同居している場合や、婚姻届を提出していないが共同生活をしている場合などは、ひとり親家庭等と認定できません。

同意事項	保育料等算定及び保育の必要性の認定のため、私及び私と同一住所に居住している者について、福山市みらい世代育成課が保有している児童扶養手当受給に関する情報を、保育施設課へ提供することに同意します。

裏（2面）　記入欄が不足する場合は、欄外に記入するか、任意の別紙を利用してください。この届出書を複数枚利用しても構いません。